

平成 27 年 9 月 11 日  
株式会社日本政策金融公庫

**平成 27 年台風第 18 号等による大雨に関する特別相談窓口を設置**  
**～中小企業・小規模事業者の皆さまを対象に災害復旧貸付の取扱開始～**

日本政策金融公庫（略称：日本公庫）は、9 月 11 日付で、この度の大雨により被害を受けた茨城県内に事業所を有する中小企業・小規模事業者の皆さまを対象に、「平成 27 年台風第 18 号等による大雨に係る災害に関する特別相談窓口」を、茨城県を営業区域とする全支店に設置し、「災害復旧貸付」の取り扱いを開始しました（国民生活事業及び中小企業事業）（参考の 1）。

また、農林漁業者等の皆さまに対しては、同日付で、本店農林水産事業本部並びに、仙台支店、山形支店、福島支店、水戸支店、宇都宮支店、前橋支店及び千葉支店の各農林水産事業に「平成 27 年梅雨前線並びに台風第 9 号、第 11 号、第 12 号、第 13 号、第 15 号及び第 18 号による被害を受けられた農林漁業者等の皆さまの相談窓口（※）」を設置し、ご相談を受け付けています（参考の 2）。

日本公庫は、このたびの大雨により被害を受けた中小企業・小規模事業者や農林漁業者の皆さまからのご融資やご返済に関する相談に、政策金融機関として迅速かつきめ細かな対応を行ってまいります。

なお、既に静岡支店農林水産事業には、「平成 27 年台風 18 号による被害を受けられた農林漁業者等の皆さまの相談窓口」を設置しております（9 月 10 日付）。

（※）8 月 31 日付けで設置した「平成 27 年梅雨前線並びに台風第 9 号、第 11 号、第 12 号、第 13 号及び第 15 号による被害を受けられた農林漁業者等の皆さまの相談窓口」に台風第 18 号を追加

**<茨城県の中小企業・小規模事業者の皆さまのお問い合わせ先>**

【水戸支店】	国民生活事業	TEL：029-221-7137
	中小企業事業	TEL：029-231-4246
【日立支店】	国民生活事業	TEL：0294-24-2451
【土浦支店】	国民生活事業	TEL：029-822-4141
【千住支店】	中小企業事業（※）	TEL：03-3870-2125

（※）千住支店中小企業事業は、茨城県のうち龍ヶ崎市、常総市、取手市、牛久市、つくば市、守谷市、坂東市、稲敷市、つくばみらい市、稲敷郡、北相馬郡を営業区域としています。

**<農林漁業者の皆さまのお問い合わせ先>**

【本店】	農林水産事業本部	TEL：0120-926478
【仙台支店】	農林水産事業	TEL：022-221-2331
【山形支店】	農林水産事業	TEL：023-625-6135
【福島支店】	農林水産事業	TEL：024-521-3328
【水戸支店】	農林水産事業	TEL：029-232-3623
【宇都宮支店】	農林水産事業	TEL：028-636-3901
【前橋支店】	農林水産事業	TEL：027-243-6061
【千葉支店】	農林水産事業	TEL：043-238-8501
【静岡支店】	農林水産事業	TEL：054-205-6070

## 主な融資制度

### 1 中小企業・小規模事業者向け

	国民生活事業	中小企業事業
適用できる制度	災害復旧貸付	
融資限度額	3千万円（※1）	1億5千万円（別枠）
融資期間（うち据置期間）	10年以内（2年以内）（※2）	

（※1）国民生活事業の融資限度額は、各融資制度に上乗せされる金額です。

（※2）国民生活事業においては、普通貸付を適用した場合の融資期間（据置期間）です。

（注）このたびの大雨により住居に被害を受け、市町村等から災害証明書等の交付を受けた方に対し、教育貸付の災害特例措置（融資期間の延長等）を実施しています（国民生活事業）。詳しくは、[こちら](#)をご参照ください。

### 2 農林漁業者向け

	農林水産事業	
適用できる制度	農林漁業施設資金（災害復旧施設）	農林漁業セーフティネット資金（災害）
資金の使いみち （※1）	災害を原因とする農林漁業施設の被害の復旧に必要な資金	災害を原因とする売上や所得の減少など一定の要件を満たす農林漁業者の方が経営の安定を図るための資金
融資限度額	負担額の80%又は1施設あたり300万円（特例1施設あたり600万円（※2））のいずれか低い額	（一般）600万円 【特認（※3）】年間経営費等の3／12以内
融資期間（うち据置期間）	15年以内（3年以内）	10年以内（3年以内）

（※1）災害を原因としてこれらの資金をご利用いただく場合には、市町村長が発行する「罹災証明書」が必要となります。

（※2）融資限度額を引き上げなければ当該災害復旧の実施が困難と認められる場合に適用されます。

（※3）簿記記帳を行っている方に限り、経営規模等から融資限度額の引き上げが必要と認められる場合に適用されます。

#### 【農林水産事業の金利負担軽減措置の概要について】

「平成27年6月2日から7月26日までの間の豪雨（梅雨前線）及び暴風雨（台風第9号、第11号及び第12号）による災害」については、8月25日付けで激甚災害として指定され、併せて当該災害に対し適用すべき措置等を指定するための政令が閣議決定されました。

これより日本公庫は、被害を受けられた農業者の方に対し、農林漁業セーフティネット資金等の災害関連資金について、貸付当初5年間を実質無利子とする金利負担軽減措置の取り扱いを8月28日付けで開始しました。以下の災害関連資金は、貸付当初5年間実質無利子となるよう、公益財団法人農林水産長期金融協会から借入者に利子助成金が交付されます。

#### <対象者>

激甚災害指定のあった平成27年6月2日から7月26日までの間の豪雨（梅雨前線）及び暴風雨（台風第9号、第11号及び第12号）により被害を受け、資金を必要とする農業者の方

(集落営農組織等含む)。なお、当該被害について被害内容の証明を市町村長から受ける必要があります。

<対象となる資金>

- ① 農林漁業セーフティネット資金(農業を営む者に貸し付けられるものに限る。)
  - ② 農業経営基盤強化資金(スーパーL資金)(※)
  - ③ 経営体育成強化資金(※)
  - ④ 農林漁業施設資金(農業を営む者又は農業を営む者の組織する法人又は畜産動物の診療の業務を行う者に貸し付けられるものに限る。)
  - ⑤ 農業基盤整備資金
- (※) 負債整理関係資金を除く。

<適用期間>

平成28年3月31日までに貸付決定されたもの。

※災害ごとの金利負担軽減措置等の早見表(平成27.9.11時点)

災害名	激甚災害指定	金利負担軽減措置
平成27年梅雨前線 (平成27年6月2日から7月26日までの間の豪雨)	○ (平成27年8月25日)	○ (平成27年8月28日)
台風第9号		
台風第11号		
台風第12号		
台風第13号	—	—
台風第15号	—	—
台風第18号	—	—